



児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者に支給されます。

対象

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※婚姻には事実上の婚姻関係も含まれます。

⑥「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、または一定の障がいのある20歳未満の方のことを指します。

手当額

全部支給 月額43,160円

一部支給 月額43,150円～10,180円

※手当額は本人や扶養義務者の所得額に応じて変わります。児童が複数いる場合には加算があります。

※手当は申請月の翌月分からの支給です。

※令和3年4月分以降の手当額については、金額の変更はありません。現在、児童扶養手当の証書をお持ちの方は、引き続きご使用ください。

障害年金併給の算定方法が変更となります

令和3年3月分の手当から、児童扶養手当額と障害年金の子の加算部分との差額を受給することができるように変更となりました。

また、児童扶養手当受給資格の認定を受けていない方で、申請を希望される場合は、ご相談ください。※現在、受給資格者として認定を受けている方は、手続き不要です。

申請締切 6月30日(水)まで

期日までに申請いただいた方は、令和3年3月分まで遡って受給できます。7月以降も、申請は受け付けますが、受給できるのは、申請月の翌月分からです。

ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭等の皆さんが、医療保険制度で医療を受ける場合に、医療費の一部を助成する制度です。(重度心身障害者医療費支給対象者は除く)

対象

上記児童扶養手当の「対象」に該当する方とその児童

※本人や扶養義務者の所得によっては、支給停止となる場合があります。

こども医療費

18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんが医療保険制度で医療を受ける場合に、医療費を助成する制度です。

対象

市内に住所を有し、医療保険制度に加入している児童(重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費支給対象者は除く)



- ・適正受診にご協力ください。
- ・加入医療保険など申請内容に変更があった時は、速やかに届け出をしてください。

戦没者等のご遺族の皆さまへ
— 第十一回特別弔慰金が支給されます —

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、記名国債が支給されます。

対象

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹(※戦没者等の死亡当時、生計関係を維持している等の要件により、順番が入れ替わります。)

4 右記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)(※戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた方に限りません。)

請求期限 令和5年3月31日(水)

請求手続 社会福祉課または吉田・

大滝・荒川総合支所市民福祉課(郵送手続可)

☎社会福祉課 ☎25-5204

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

☎72-6082

大滝 ☎55-10865

荒川 ☎54-2116